被告人を懲役13年に処する。 未決勾留日数中450日をその刑に算入する。 理由

(罪となるべき事実) 被告人は、指定暴力団A会傘下の組員であったものであるが、同B組若頭Cを上記A会に敵対するものとして殺害すべく、また、その際、同人の身辺を警護する組員らによる反撃が予想されることから、これらの者をもその場で射殺しようと企て、同A会傘下の組員のD、同E、同F、同G、同H及び同Iらと共謀の上第1 平成9年8月28日午後3時30分ころ、神戸市a区b町c丁目d番e号Jホテル4階所在の不特定若しくは多数の者に供される場所であるティーラウンジ「K人」店内においた、F、G、H及びIの4名が、折から同店内の国外であるたりに要素教験中であった上記C(当時61歳)に対し、それぞれ所携の回転でする式けん銃各1丁を使用して銃弾合計約9発を発射し、うち4発を同人の顔面及び胸部に命中させるとともに、不力に対して銃弾1発を発射し、上記テーブルに隣接するテーブルで知人と歓談中であったL(当時69歳)の頭部にて、向けて銃弾1発を発射し、上記テーブルに隣接するテーブルで知人と歓談中であったL(当時69歳)の頭部にて、自力にないで対した。前時ではより、同時年後4時32分ころ、同市f区g町hT目i番所在のM病院において、上記銃撃により、同年9月3日午前5時40分ころ。同市j区k町IT目m番 たらにがいまれて、上記しを頭部別割による脳と場所において、けん銃を発射した第2、不特定若しくは多数の者に供される場所において、けん銃を発射した第2、法定の除外事由がないのに、同年8月28日、上記ティーラウンジ「K」店内において、上記のとおり、回転弾倉式けん銃4丁をこれらに適合し、かつ、けん銃に使用することができる実包10発と共に携帯して所持したものである。 ものである。

(証拠の標目) ―括弧内の甲、乙に続く数字は検察官請求証拠番号―

(事実認定の補足説明)

1 弁護人は、被告人はDの指示に従って前記Cの行動を監視していたにすぎないなどして殺人の共謀の存在を争い、被告人は実行犯のうちF及びIについての犯人隠避罪が成立するにとどまると主張し、被告人も、Dから上記Cを殺害すると聞いたことはなかったなどと弁解しているので、当裁判所がこれらを排斥して判示各事実を認めた理由に ついて補足説明する。

2 関係各証拠(なお、O及びI関係で刑訴法321条1項2号書面として採用した各検察官調書の相反供述部分には十分な信用性が認められる。)によれば、以下の前提的事実を認めることができる。
(1) 平成8年7月、A会会長PがQ傘下の組員に襲撃されるという事件が起こり、本件の被害者であるR組組長Cが、抗争を回避するため上記Qとの間でいわゆる手打ちを行ったが、A会内部においては、Cのこの措置に対する不満が高まり、さらに、CがP襲撃事件の黒幕であるなどとするうわさも流れるなどして、Cに対する敵がい心が強まって 本件の被害者であるR組組長C

いた。
(2) A会最高幹部の一人であった同会若頭補佐 Dは、平成 9年 7月 ころ、Cを殺害しようと企て、東京においてその動向をうかがったが、その所在を把握できずに終わった。次に、Dは、同年 8 月下旬、F、G、H及び I (以下、この 4 人を単に「実行犯」ということがある。)らを大阪市内の潜伏先に呼び集め、けん銃を用意して Cの殺害を指示した上、本件犯行の前日に大阪市内のホテルで Cを襲撃しようとしたが、同ホテルには Pも来ることが分かったことから、襲撃を中止した。その後、Dは、計画を変更して、Cが神戸市内のB組総本部(以下「総本部」という。)に行くのを待ち伏せして襲撃することとし、実行犯にその旨を指示した。
(3) 実行犯及び Eは、本件犯行当日、Cを襲撃するため総本部近くの路上で同人を待ち構えていたが、Cが判示ホテルに移動したため、同所に向かった上、判示のとおり、C及び同所にいた L (以下「L 医師」という。)を殺害した

さらに、関係各証拠によれば、被告人の本件への関与を推認させる事情として、以下の各事実を認めることがで 3

きる。 (1) 、 被告人は、本件当時、 A会直参若中兼同組S組長として活動していたものであるが、かねてDらからA会内部 におけるCに関するうわさを聞くなどしていたのに加え、Dから大阪におけるCの行動確認をするよう指示を受けたことから、自己の配下であるTらやA会傘下の組員を使って、Cの自宅や事務所近辺で同人の自動車の通行の有無などを監視させるなどしており、その際、Tらに対し、「Dが、Cをいわしてしまうと言っている。どう思う。」などと話し

とから、自己の配下であるTらやA会傘下の組員を使って、Cの自宅や事務所近辺で同人の自動車の通行の有無などを監視させるなどしており、その際、Tらに対し、「Dが、Cをいわしてしまうと言っている。どう思う。」などと話して、DらがCの殺害計画を練っていることを打ち明けていた。

(2) 被告人は、本件犯行前日にも、配下の者らと共に前記大阪市内のホテルに向かったほか、本件犯行当日、A会傘下の組織から運転手として出してもらったOが運転する自動車に乗り、配下の者らと共に、U高速Vインター付近や総本部付近でCの自動車の動静を監視していたところ、Cを乗せた自動車3台が総本部を出たのを認めたことから、その旨をFらに電話で連絡した上、判示のホテルに向かった。被告人は、同ホテル付近で自動車を止めさせ、D及びEと話をした後車内に戻り、同ホテルから出てくる者を待つようOに指示した。また、Fにおいても、他の実行犯に対し、被告人の自動車が走行しているのを指して「仲間の車や。」などと発言したことがあった。

(3) 本件犯行の直後、実行犯のうちF及びIが被告人の乗る自動車に乗り込んできた際、被告人は、両名に「ご苦労さん。」などと声を掛けて同所から自動車を発車させたが、両名がラジオから本件犯行を報道するニュースが流れるのを聞いて被害者を襲撃した際の手応え等に言及したのに対し、「この車に乗ったことは忘れろ。」などと言って、口止めした。

止めした。 4 検討

4 検討
以上の事実関係を前提に、本件についての被告人の関与の有無程度を検討すると、①被告人のA会における地位
や首謀者Dとの関係が上記のとおりであったことに加え、②被告人は、本件以前からDを中心とするA会組員がけん銃
等を用いてCを殺害しようと計画していることを知りながら、Cの行動を監視するなどしていたこと、③犯行前日か
ら、DらのC襲撃の計画に沿うかのように、被告人自身も移動しながらCの動向を監視し、それを実行犯に連絡してい
たほか、Oに対しても、実行犯がホテルから出てくるのを待つよう指示するなどしていたこと、さらに、④本件犯行の直後には、実行犯2名の素性などを確認することもなく直ちにねぎらいの言葉を掛けた上、両名を犯行現場から必動向を監視していた者がいたとはうかがわれないことを総合考慮すると、被告人が本件犯行当時Dらとの間でけん銃を用い
でいた者がいたとはうかがわれないことを総合考慮すると、被告人が本件犯行時内らとの間でけん銃を用い
でらを殺害する旨互いに意思を相通じていたものと推認することができる。
そして、Cの動向を監視するとともに、本件犯行後には人目の多いホテル内の犯行現場から早急に実行犯を逃走させることが、B組の最高幹部を射殺するという本件犯行計画の目的を達成する上で必要不可欠であったといえることに照らすと、被告人の上記3の各行為は本件において不可欠かつ重要なものであったと評価することができるから、共
ことと、被告人の上記3の各行為は本件において不可欠かつ重要なものであったと評価することができるから、共
ことしての罪責を負うべきこともまた明らかである。
これに対し、弁護人は、被告人はDから具体的な襲撃計画を事前に知らされておらず、犯行当日も同人の指示に
従っていただけであると主張するが、既に指摘したように、被告人が、本件以前からDらがCを襲撃しようとの動
いることを知りながらこれに協力していたこと、また、犯行当日も、D及びEだけでなく、実行犯であるFにもCの動

向を連絡した上、犯行現場付近で待機していたことに照らすと、被告人は犯行当日に実行犯らがCを殺害しようとしていることを十分認識していたと認められるから、所論は採用できない。また、被告人は、DからCを殺害すると聞いたことなどなく、犯行当日もPの護衛に行くものと思っていたなどと弁解するが、被告人からDがC殺害をねらっていると聞かされたとする信用性十分なT供述に反するばかりか、本件犯行当日の行動を見ても、終始Cの行動を監視するばかりで、Pの所在に関心を有していた様子が何ら見受けられないこと、Cの行動を監視する意図、目的について供述するところもあいまいであることなどの事情に照らし、到底信用することができない。

したがって、弁護人の主張は採用できない。

(確定判決)

液告人は、平成10年9月18日W地方裁判所で詐欺罪により懲役1年6月、3年間執行猶予に処せられ、その裁判は同年10月3日確定したものであって、この事実は検察事務官作成の前科調書(乙29)によって認める。 (法令の適用)

(量刑の理由)

神戸地方裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 場 純 男 的

> 裁判官 西 野 吾

裁判官 三重野 真 人